

告 示

埼玉県告示第三百二二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第二百七十三号で告示した東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

東松山市

二 都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画下水道事業東松山市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十六年三月二日から

令和六年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流地区

(1) 汚水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第二百七十三号、昭和四十七年埼玉県告示第千四百六十号、昭和五十一年埼玉県告示第三百八十三号、昭和五十三年埼玉県告示第千百三十七号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十六号、昭和五十五年埼玉県告示第千三百七十一号、昭和五十七年埼玉県告示第千五百二十一号、昭和五十九年埼玉県告示第六百五十八号、昭和六十一年埼玉県告示第四百七十七号、昭和六十一年埼玉県告示第千八百二十一号、平成二年埼玉県告示第四百十三号、平成五年埼玉県告示第三百二号、平成九年埼玉県告示第六百二十四号、平成十六年埼玉県告示第四百九十四号、平成十八年埼玉県告示第五百七号、平成二十四年埼玉県告示第千六百七十七号、平成二十七年埼玉県告示千三百四号及び平成二十九年埼玉県告示第二百三十一号の事業地に沢口町及び殿山町を加える。

(2) 雨水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第二百七十三号、昭和四十七年埼玉県告示第千四百六十号、昭和五十一年埼玉県告示第三百八十三号、昭和五十三年埼玉県告示第千三百三十七号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十六号、昭和五十五年埼玉県告示第千三百七十一号、昭和五十七年埼玉県告示第千五百二十一号、昭和五十九年埼玉県告示第六百五十八号、昭和六十一年埼玉県告示第四百七十七号、昭和六十一年埼玉県告示第千八百二十一号、平成二年埼玉県告示第四百十三号、平成五年埼玉県告示第三百二号、平成九年埼玉県告示第六百二十四号、平成十六年埼玉県告示第四百九十四号、平成十八年埼玉県告示第五百七号、平成二十四年埼玉県告示第千六百七十七号、平成二十七年埼玉県告示千三百四号及び平成二十九年埼玉県告示第二百三十一号の事業地に沢口町及び殿山町を加える。

ロ 合流区域

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし